

栃木県立高等学校における特別支援教育の充実

— 「通級による指導」の導入 2019～2021年度 —

国の制度改正により、平成30(2018)年度から、高等学校における「通級による指導」の実施が可能となりました。本県では、2019～2021年度の3年間、研究実践校において実践研究を進めるとともに、全ての県立高等学校において校内支援体制の整備を推進し、高等学校における特別支援教育の一層の充実に努めます。



「通級による指導」とは

「通級による指導」とは、通常の学級に在籍している障害のある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障害に応じた特別の指導*を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態のことです。

※生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとして指導を行うものです。

「通級による指導」の導入による特別支援教育の充実

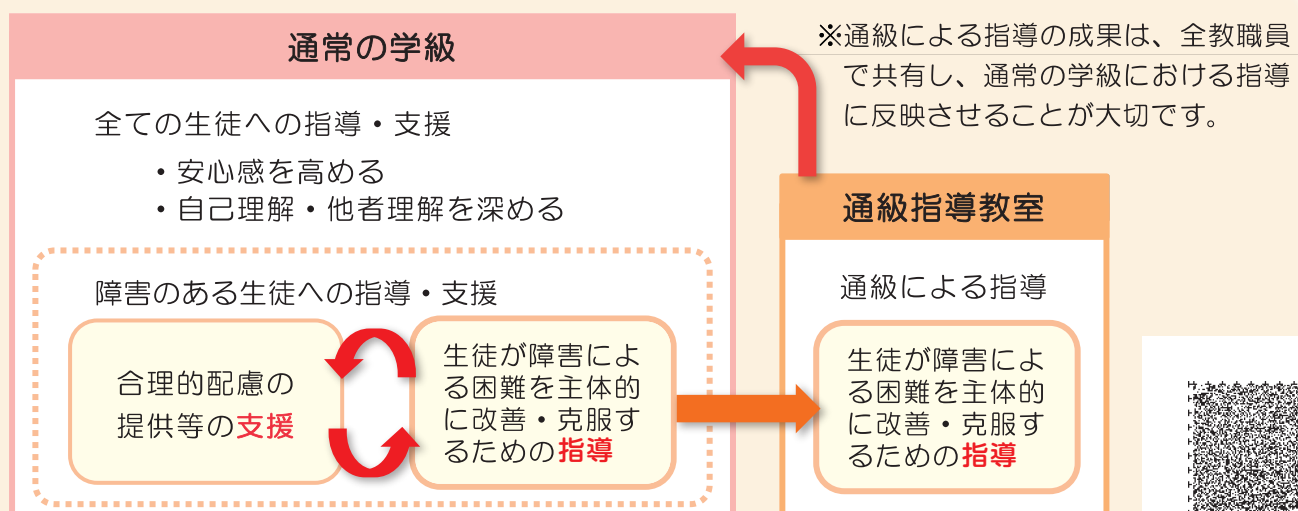
障害の有無に関わらず、誰もが地域社会の一員として自立し社会参加しながら生きていくことができる共生社会の実現が求められています。その実現に向け、教師は、生徒の理解を深め、生徒が相互に支え合う関係を構築するとともに、自信を育むことができるよう、一人一人の能力や特性に応じたきめ細かな指導・支援を行うことが大切です。

■通常の学級における指導・支援の充実

学級を基盤とする集団での学習や生活の中で、全ての生徒が安心感を高め、自己と他者への理解を深めることができるよう、指導・支援に取り組むことが大切です。その中で、障害のある生徒については、個に応じて、合理的配慮の提供等の支援や、生徒が障害による困難を主体的に改善・克服するための指導を行うことが必要です。

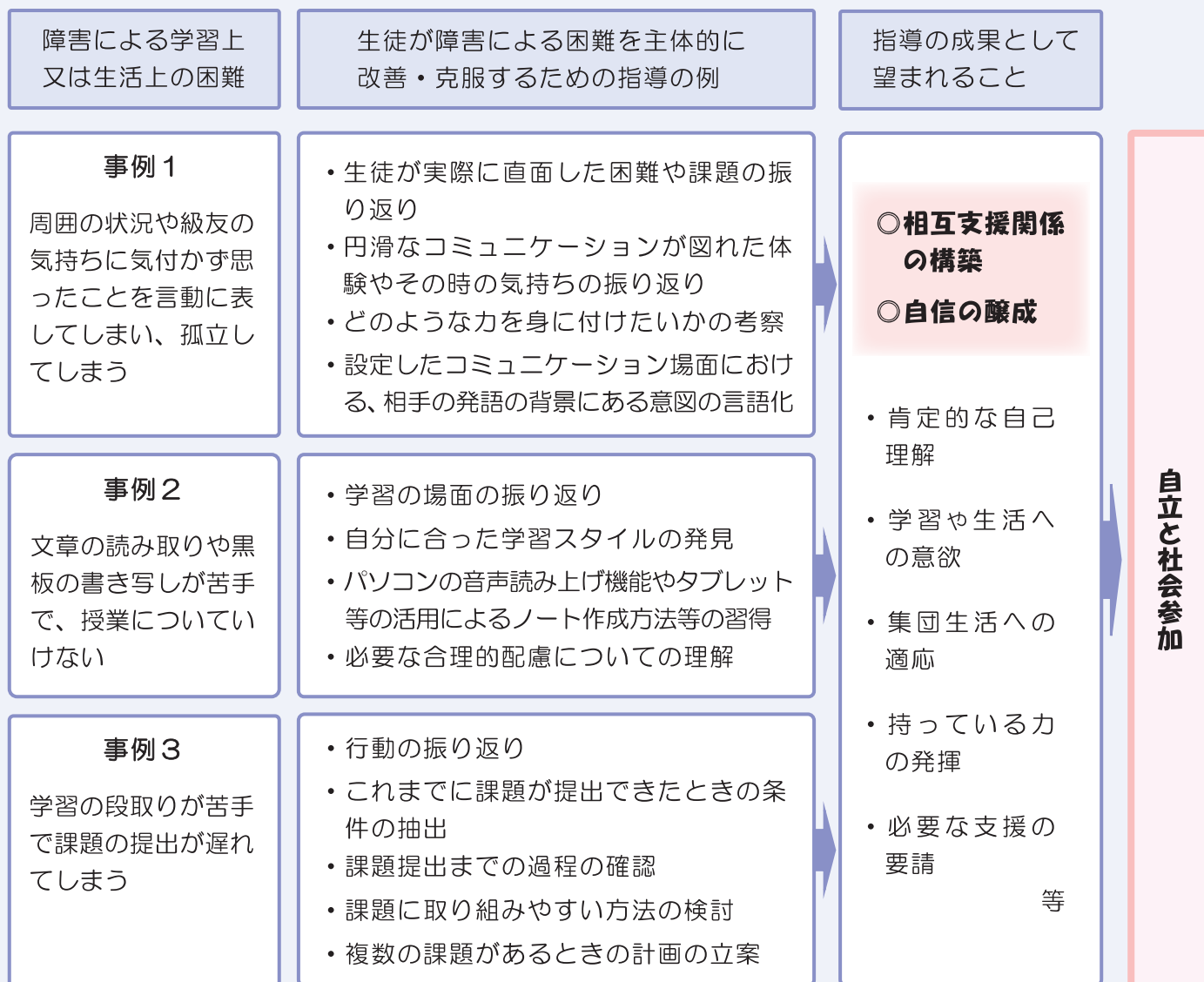
■通級指導教室における「通級による指導」の実施

生徒が障害による困難を主体的に改善・克服するための指導について、通常の学級の範囲では十分ではない場合、本人・保護者の意向を踏まえ、通級による指導の実施を検討することになります。



「生徒が障害による困難を主体的に改善・克服するための指導」の例

高等学校においては、これまでも、通常の学級における学習指導や生徒指導、特別活動等の中で、生徒が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導を行ってきました。そうした指導を一層充実させながら、生徒の自立と社会参加に向け、通級による指導の実施も含め、一人一人の生徒への指導を充実させることが大切です。



通級による指導の実施の有無に関わらず、教師は、日常の学校生活において直接的に生徒と関わる中で、生徒に寄り添い、ありのままを理解し受け止めることが大切です。「この先生なら、分かってもらえる」と思えるような関わりの中で、生徒は、不得意なところも含めて自分を認め、障害による学習上又は生活上の困難についても主体的に改善・克服していこうという気持ちを持てるようになります。

